

[事案 2023-191] 新契約無効請求

・令和 6 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人と面談せずに契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 12 月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、突然、自宅に電話があり、保険の見直しをしないかという提案を妻が受けた。
妻は、募集人と自宅で数回面談して話を聞いた後、自分を契約者・被保険者とする本契約に加入することを決めた。
- (2) 募集人は、自分に書いてほしいと言って申込書を自宅に置いて帰り、妻は、自分に申込書に署名等をしてもらった上で、後日、募集人に署名押印済みの申込書を交付して申込みを行った。自分が署名をした日は平日であり、勤務先の印刷業界は超繁忙期であり、帰宅時間も連日深夜になることから、自分が募集人と自宅や社内で面談して署名することは不可能であった。
- (3) 生命保険に関する管理はすべて妻に任せていたため、自分がひとりで募集人と面談することはない。また、自分自身で判断して、本契約に関する手続を行うということもない。
- (4) 契約者貸付請求書に押印された印鑑は自分のものであるが、署名は自分のものではなく、自分は手続を行っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、配偶者に保険の内容を一任していると言われた場合、配偶者に説明をすることはあり得るが、申込みに至るまで、一切契約者と面談せずに契約に至ったことはなく、本件においても同様であると述べている。
- (2) 申込書には、「保険契約者は貴社の、普通保険約款と特約条項（中略）および保険料率を承知の上、被保険者の同意をえて保険契約を申し込みます」との文言があり、申立人自身が署名をしている。加えて、募集人は、申立人に対して説明資料を交付しており、募集過程には問題がないと考えている。
- (3) 申立人は、解約に至るまで、本契約に係る手続（給付金請求、契約者貸付等）を複数回行っており、仮に申立人において、無面接販売および重要事項の不説明が存在したと考えるのであれば、これらの手続の際に申し出るのが自然であるが、本申立ては解約して 6 年経過後に行われている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。